平成２３年（フ）第７１６３号
千葉県市川市本塩１―16―205
破産者　井村　　保
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７１６７号
東京都新宿区北新宿１丁目12―15―305
破産者　井上　雅子（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２４４号
東京都日野市大字日野7773―755
破産者　大城　定夫
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７２４５号
東京都日野市大字日野7773―755
破産者　大城　靖子
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０８号
青森県弘前市大字高屋字本宮482番地１
破産者　有限会社参愛
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１７８３号
東京都江東区住吉１丁目17番20号
破産者　株式会社デジタルコンパス
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０２号
横浜市中区曙町１丁目３番地伊勢佐木ハイタウン218号
破産者　有限会社東海技研
1　決定年月日　平成23年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４００号
横浜市西区宮ケ谷58―６
破産者　国際ホームプロダクツ協会株式会社
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８号
宮崎県都城市豊満町2121番地２
破産者　株式会社プライム
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２６２号
千葉市稲毛区長沼原町483番地
破産者　株式会社トーワプロセス
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４５８号
千葉市若葉区若松町79番地の15、住民票上の住所千葉市中央区都町１丁目49番５号　サンライズみやこ105号
破産者　藤田　　眞
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３３号
千葉市中央区春日１丁目22番２号
破産者　株式会社モダン・マティリアル
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２４８号
千葉県市川市南大野１丁目11番３号、申立時の住所千葉県市川市曽谷４丁目16番２号
破産者　皆川　太士
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４２０号
千葉市花見川区千種町188番地の20シティハイツ富田Ⅲ201号
破産者　有限会社三上創建
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４２１号
千葉市花見川区千種町188番地の20シティハイツ富田Ⅲ201号
破産者　三上　兼作
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４３３号
千葉県市原市君塚５丁目15番地１　ネオグリーンコーポＡ―201、開始決定時の住所千葉県市原市君塚４丁目15番地５　オミハイツ201
破産者　山田　　悟
1　決定年月日　平成23年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５８号
長崎県北松浦郡佐々町市瀬免469番地２
破産者　株式会社トランスポート竹内
1　決定年月日　平成23年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第６１４号
群馬県渋川市石原1259番地の１
破産者　株式会社彩
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１１８号
群馬県前橋市前箱田町76番地の11
破産者　有限会社小澤製作所
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３０９号
さいたま市南区大字大谷口5741番地12
破産者　株式会社ＫＥＥＰ　ＯＮＥ’Ｓ　ＳＷＥＡＲ
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
埼玉県鴻巣市中井152番地
破産者　株式会社ふるふる
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係